

全高長 第 77 号
平成29年12月25日

文部科学省初等中等教育局
局長 高橋道和 様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也
(公印省略)

「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について（原案）に対する意見書

『「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について（原案）」に対して、
下記の通り意見を述べる。

記

「4 認定基準等」について

（1）認定基準

①出題に関する事

「学習指導要領を踏まえた出題」が設計されていることは重要であるとする。

「義務教育の内容を含む」測定ツールを作成することについては、高等学校進学率98%という状況の下で必要とする学校等も多く存在すると思われることから、適切であるとする。この事を含め、高等学校に在籍している生徒の学力段階は極めて多様であることから、難易度の異なる種類の基礎診断が提示されることを望む。

「知識・技能を問う問題に加え思考力・判断力・表現力等を問う問題」及び「記述式問題」の出題は重要項目であるとするが、「学校における成績評価の材料の一つ」となる可能性も考えられることから、採点における公平性担保が必須条件である。

「英語について4技能を測定することが明らかなこと」を条件とすることは必要であるとするが、特に「話す」技能の測定手段、場所等に関しては、島嶼等を始めとする遠隔地域における受検への配慮等、全ての実施方法、実施場所が具体的に提示されていること等を認定基準に設定することが必要である。

② 結果提供に関する事

診断の結果が、ルーブリックに基づく段階表示を始めとする生徒自身にとって「自らの学修の成果や課題の確認」について可能な限り具体的に分かりやすい形で提供されること、これに加えて学校への提供に関しても、様々な観点から「教員の指導の工夫・充実に資する結果提供」が具体的に成されることが必要である。

③ 運営その他に関すること

「学校にとって過度な負担が掛らない方法」をとることは採用に関する重要な条件である。この事を含め、各学校及び都道府県教育委員会等の理解を十分に得られるような認定基準設定が基礎診断の普及には必須である。

(3) 認定後の遵守事項

この部分が各学校や都道府県教育委員会にとって最も神経を使う内容である。「受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報の公表」は禁止すべきである。可能であるならば、設置者の文部科学省として、相互の結果比較は行わない旨の方針作成を望むものである。

結果情報が外部に流出することを防ぐことは無論のこと、系列の業者間においても情報が共有されることのないように、守秘義務に対する方策が設定され、関係者に徹底されているか否かを認定の重要な基準とする必要がある。

「5 認定に関する手続」について

(3) 認定・情報提供

情報提供に関しては、「文部科学省ホームページで公表する」とのことが示されており適切であると考ええる。公表する場合には、予め発表日時等について都道府県教育委員会等に対しての通告をお願いしたい。

追記

認定基準・手段に直接関わることではないが、校長等の間においては「7月に発表された実施方針には『認定されたツール以外のものも活用できる』とある。加えて、基礎診断が民間業者の実施する内容を認定する制度としたこともあり、現在実施している民間業者の模擬テストとどこが違うのか」とのとまどいの声もある。この疑問に対しては、更に認定内容を明確にすると共に、各学校が独自選択する方向性が良いのか、各都道府県内で教育委員会が選択した「基礎診断」とした方が良いのかを含めた更なる論議が必要であると考ええる。

また既に記載した内容とも重なるが、統一的な試験という形態により近づくことにより、受検に要する費用や過疎地域等に在住する生徒が受検するために必要となる交通費・宿泊費等への配慮が求められることとなる。都道府県教育委員会の範疇となる事柄ではあるが、文部科学省としてもこの「基礎診断」の受検に直接・間接に必要となる生徒の負担を軽減する目的の都道府県財政に対し、国の補助金制度を確立する必要があると考える。認定制度の設立と並行して必要財源確保についてもご配慮願いたい。